

# 簡易操作型放水用設備等の認定に係る運用について

平成 26 年 2 月 10 日  
日本消防検定協会

## はじめに

「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成 25 年消防庁告示第 2 号。以下「改正告示基準」という。）が定められたことに伴い、簡易操作型放水用設備、ノズル及び消防用ホースと結合金具の装着部（以下「簡易操作型放水用設備等」という。）について、平成 25 年 10 月 1 日から新たに認定評価の対象として運用を開始しているところです。

簡易操作型放水用設備等のうち、品質評価から認定評価へ移行する易操作性 1 号消火栓、2 号消火栓及び補助散水栓、噴霧ノズル、スムーズノズル及び管そうのうち既に品質評価において型式番号を付与しているものについては、改正告示基準の経過措置と整合を図り、移行期間として平成 26 年 3 月 31 日までの間は従前の品質評価を適用できることとしております。

この移行期間が終了する平成 26 年 4 月 1 日以降については、簡易操作型放水用設備等の全てが認定評価に移行することとなり、合格表示（NS マーク）のデザインや型式番号に変更が生じますので、以下にその詳細をお知らせいたします。

## 1. 簡易操作型放水用設備等について

簡易操作型放水用設備等として認定評価の対象となる品目は、簡易操作型放水用設備及び屋内消火栓設備等に用いられるノズル及び消防用ホースと結合金具の装着部です（表 1 参照）。

表 1 簡易操作型放水用設備等に係る認定評価対象品目一覧

|                   | 品 目   |
|-------------------|---|
| 簡易操作型放水用設備        | 易操作性 1 号消火栓、 <b>広範囲型 2 号消火栓</b> 、2 号消火栓及び補助散水栓      |
| 屋内消火栓設備等に用いられる機器等 | <b>ノズル（噴霧ノズル、広範囲型 2 号用ノズル、2 号用ノズル、スムーズノズル及び管そう）</b> |
|                   | <b>消防用ホースと結合金具の装着部</b>                              |

赤字の品目は消防法施行令等の改正に伴い新たに追加されたものを示す。

## 2. 簡易操作型放水用設備に係る措置について

易操作性 1 号消火栓、2 号消火栓及び補助散水栓については、平成 25 年 4 月 1 日から品質評価を開始し、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 4 月 1 日までに順次認定評価へ移行する予定です。

ただし、平成 26 年 4 月 1 日から移行するものが多い見込みです。

なお、平成 25 年 10 月 1 日に新たに導入された広範囲型 2 号消火栓については、同日から認定評価を開始しております（表 2 及び図 1 参照）。



**(1) 型式番号に係る措置**

品質評価において既に付与した型式番号については、認定評価に移行するまでの間、従前のおりいたします。認定評価への移行後は、新たに型式番号を付与する予定です。

**(2) 合格表示に係る措置**

品質評価の型式適合評価に合格したものに貼付している合格の表示については、平成 26 年 3 月 31 日までの間、従前のおり六角形の NS マーク（旧 NS マーク）といたします。認定評価への移行後、型式適合評価に合格したものについては、新たに認定合格表示を貼付いたします。

表 2 簡易操作型放水用設備の型式番号及び合格の表示

|  |        | 対 象 期 間   | 製品認証の種類 | 型式番号<br>(機器等への表示あり)   | 合格表示  |
|--|--------|---|---------|---|---|
| 易操作性 1 号消火栓、<br>及び補助散水栓  | 品質評価型式 | 平成 25 年 4 月 1 日から<br>平成 26 年 3 月 31 日までの期間<br>に品質評価に係る型式適合評価<br>に合格したもの   | 品質評価    | 品評栓第〇～〇号<br><br>(注) 鑑定制度廃止に伴う品質<br>評価への移行期間において、鑑<br>栓第〇～〇号と表示されるも<br>のがあります。 |   |
|  | 認定評価型式 | 平成 25 年 10 月 1 日以降、認定<br>評価に係る型式適合評価に合<br>格したもの   | 認定評価    | 認評栓第〇～〇号  |  |
| 2 号消火栓<br>広範囲型   | 認定評価型式 | 平成 25 年 10 月 1 日以降、認定<br>評価に係る型式適合評価に合<br>格したもの<br><br>(注) 平成 25 年 10 月 1 日以前に、広範<br>囲型 2 号消火栓の製品認証は行って<br>おりません。 | 認定評価    |   |   |
| <p>(1) 「品質評価型式」とは、平成 25 年 4 月 1 日から同年 9 月 31 日までの期間に型式評価に合格し、型式番号（品評栓第〇～〇号又は品評栓第〇～〇～〇号）を付与した型式をいう。</p> <p>(2) 「認定評価型式」とは、平成 25 年 10 月 1 日以降に型式評価に合格し、型式番号（認評栓第〇～〇号又は認評栓第〇～〇～〇号）を付与した型式をいう。</p> |        |   |         |   |   |

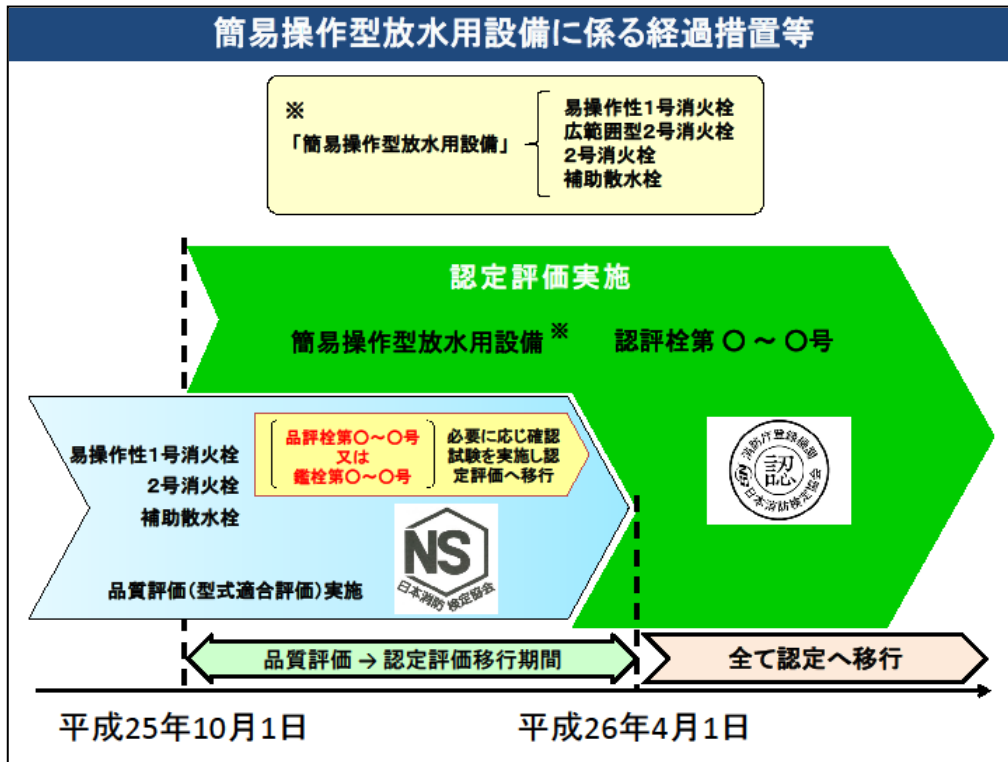


図1 簡易操作型放水用設備に係る措置

### 3. ノズル及び消防用ホースと結合金具の装着部に係る措置について

ノズルのうち噴霧ノズル、スムーズノズル及び管そうについては、平成25年4月1日から品質評価を開始し、平成25年10月1日から平成26年4月1日までに順次認定評価へ移行する予定です。

ただし、平成25年10月1日に新たに導入された広範囲型2号用ノズル、2号用ノズル及び消防用ホースと結合金具の装着部については、同日から認定評価を開始しております(表3及び図2参照)。



#### (1) 型式番号に係る措置

品質評価において既に付与した型式番号については、認定評価に移行するまでの間、従前のおりとしたいします。認定評価への移行の際には、「**品評接**第〇～△号」とあるものは「**認評ノ**第〇～△号」と読み替える予定です。

#### (2) 合格表示に係る措置

型式適合評価に合格したものに貼付している合格の表示(旧NSマーク)については、認定評価に移行するまでの間、従前のおりとしたいします。認定への移行後、型式適合評価に合格したものについては、新たに認定合格表示を貼付します。

表3 ノズル及び消防用ホースと結合金具の装着部の型式番号及び合格の表示

|                     |        | 対象期間  | 製品認証の種類 | 型式番号<br>(機器等への表示なし) | 合格表示  |
|---------------------|--------|---|---------|---------------------|---|
| ノズル                 | 品質評価型式 | 平成25年4月1日から<br>平成26年3月31日までの期間<br>に品質評価に係る型式適合評<br>価に合格したもの                                       | 品質評価    | 品評接第〇～〇号            |  |
|                     | 認定評価型式 | 平成25年10月1日以降、認定<br>評価に係る型式適合評価に合<br>格したもの   | 認定評価    | 認評ノ第〇～〇号            |  |
| 消防用ホースと結<br>合金具の装着部 | 認定評価型式 | 平成25年10月1日以降、認定<br>評価に係る確認評価に合格し<br>たもの<br>(注)平成25年10月1日以前に、<br>消防用ホースと結合金具の装着部<br>の製品認証は行っていません。 | 認定評価    | 認確装第〇〇〇号            |   |

(1) 「品質評価型式」とは、平成25年4月1日から同年9月31日までの期間に型式評価に合格し、型式番号（品評接第〇～〇号又は品評栓第〇～〇～〇号）を付与した型式をいう。

(2) 「認定評価型式」とは、平成25年10月1日以降に型式評価に合格し、型式番号（認確装第〇〇〇号）を付与された型式をいう。

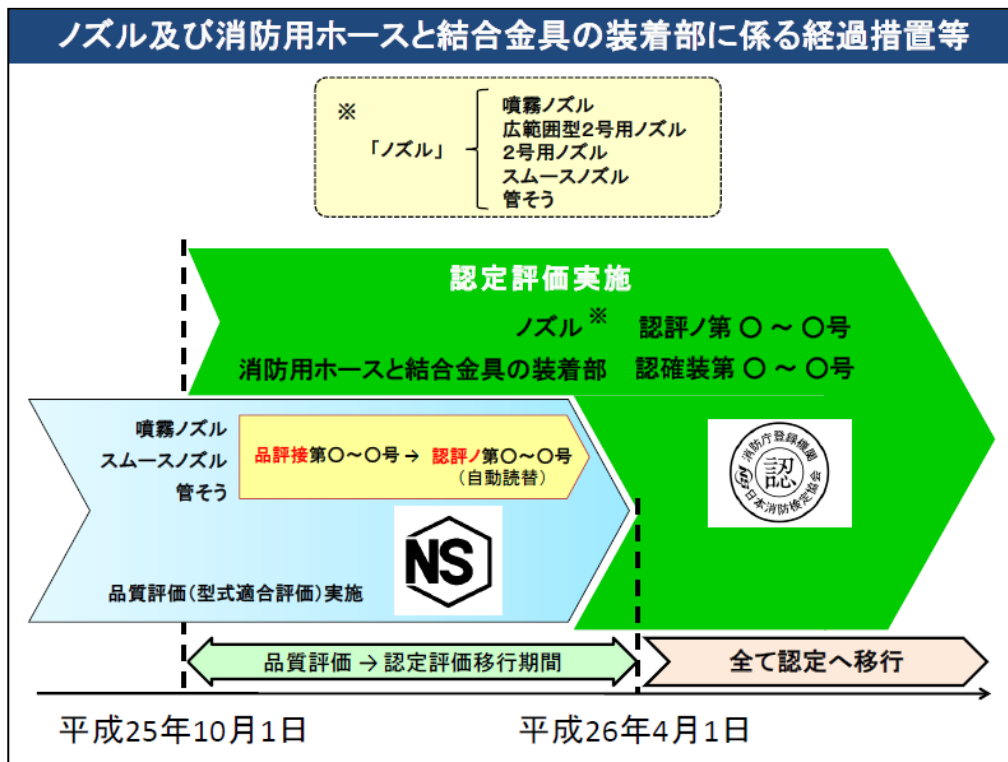


図2 ノズル及び消防用ホースと結合金具の装着部に係る措置

#### 4. その他

易操作性1号消火栓、2号消火栓及び補助散水栓、噴霧ノズル、スムーズノズル及び管そのうち、品質評価等において既に型式番号が付与され市場に流通している型式で、改正告示基準への適合について確認がなされ、認定評価の型式番号を付与した型式については、設備交換時等への対応として、品質評価型式番号等と認定評価型式番号との対応を明らかにした資料を作成し、本年4月以降に当協会ホームページ等において公表する予定です。

#### おわりに

今回の変更に伴う消防用機械器具等の取り扱いについて、建築確認事務、消防検査等の際にご留意くださいますようお願いいたします。

また、本年4月には、検定及び自主表示に係る品目の見直し等が予定されております。当協会におきましても、皆様をはじめとする消防関係の方々に混乱が生じないように円滑な移行等に向け準備を進めているところです。

日本消防検定協会は、皆様に、より一層信頼される試験機関を目指して、検定業務及び受託評価業務の品質向上に努めて参りますので、今後とも、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

#### ■■■ お問い合わせ先 ■■■

日本消防検定協会 業務企画室  
〒182-0012  
東京都調布市深大寺東町4-35-16  
TEL 0422-44-7471(代表)  
e-mail: [gyoumukikakushitsu@jfeii.or.jp](mailto:gyoumukikakushitsu@jfeii.or.jp)